

常時介護を要する障害者等に対する支援について

平成27年7月7日

【論点の整理(案)】

○ どのような人が「常時介護を要する障害者」であると考えられるか。

<検討の視点(例)>

- ・「常時介護を要する障害者」の心身(医療の必要度を含む)・生活の状況や支援の量等の違い
- ・現状の「常時介護を要する障害者」を対象とした障害福祉サービス事業における利用対象者像や支援内容の違い

常時介護を要する障害者を対象とするサービスとその対象者像

○ 障害者総合支援法における「常時介護を要する者」を対象とした事業は、以下のとおり。

- ・ **重度訪問介護**…重度の肢体不自由又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常時介護を要する者

障害支援区分4以上に該当し、①二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者。若しくは②障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

- ・ **行動援護**…知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護を要する者

障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者

- ・ **療養介護**…病院等への長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者

①ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、**障害支援区分6の者**②筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、**障害支援区分5以上の者**③旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者

- ・ **生活介護**…地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護の支援が必要な者

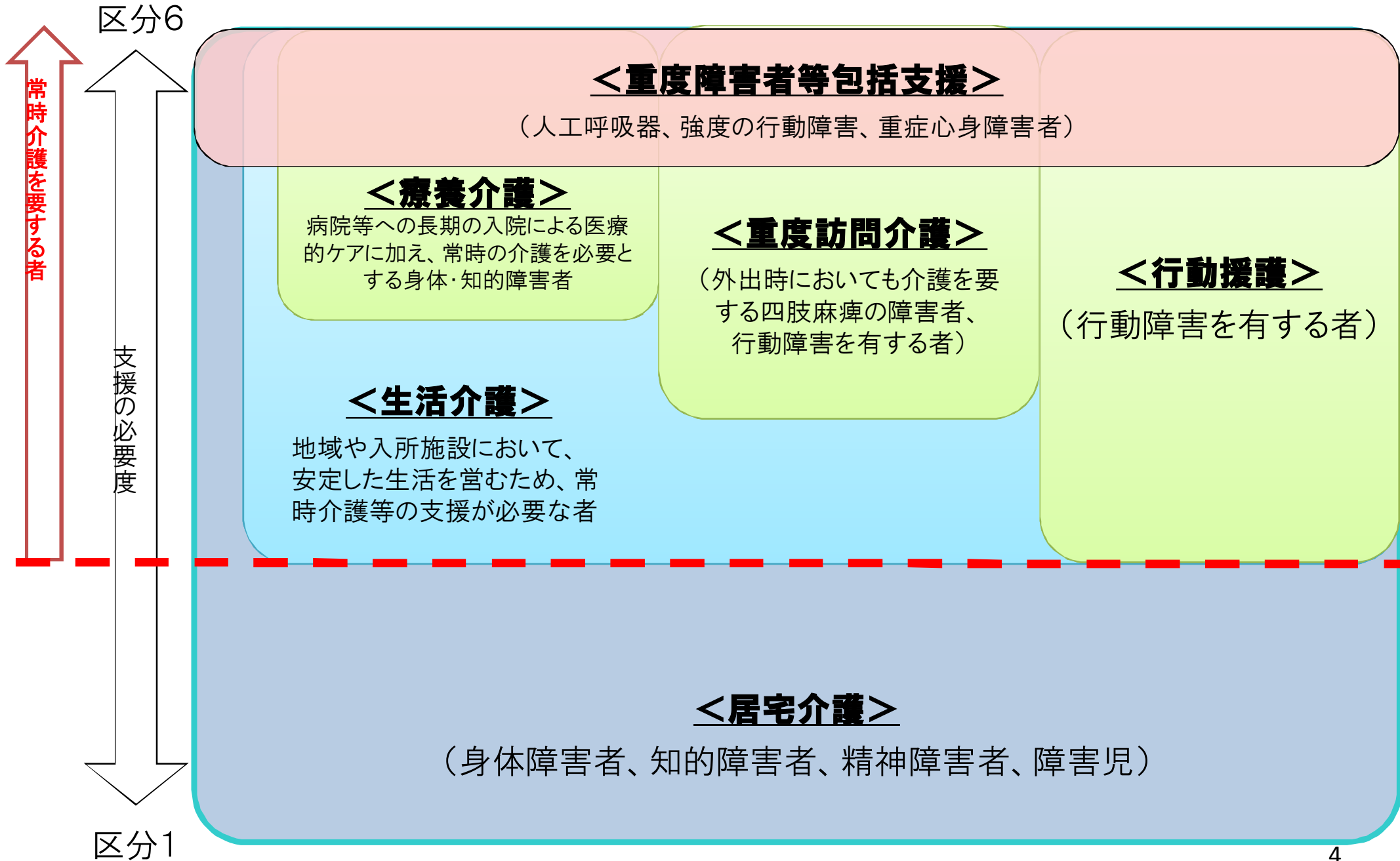
①**障害支援区分3以上**(障害者支援施設に入所する場合は区分4以上)である者
②年齢が50歳以上の場合は**障害支援区分2以上**(障害者支援施設に入所する場合は区分3以上)である者

- ・ **重度障害者等包括支援**…常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要性が著しく高い者

障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障があり、①**重度訪問介護の対象**であって、四肢全てに麻痺があり、寝たきり状態にある障害者のうち、a人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者またはb最重度知的障害者。②**障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上**である者

○ 事業毎に、利用対象者像が異なっている状況である。

常時介護を要する障害者を対象とするサービスとその対象者像



「常時介護を要する障害者」を対象とした事業の利用者数等

※ 国保連平成27年2月実績

《 重度訪問介護 》

| 障害支援区分 | 利用者数 | 費用額 | 一人当たり費用額 |
|--------|--------|--------|----------|
| 区分4 | 580人 | 1.2億円 | 20.5万円 |
| 区分5 | 1,501人 | 4.4億円 | 29.6万円 |
| 区分6 | 7,793人 | 43.8億円 | 56.2万円 |
| 合計 | 9,874人 | 49.4億円 | 50.1万円 |

《 療養介護 》

| 障害支援区分 | 利用者数 | 費用額 | 一人当たり費用額 |
|--------|---------|--------|----------|
| 区分4 | 124人 | 0.3億円 | 22.0万円 |
| 区分5 | 2,258人 | 5.4億円 | 24.0万円 |
| 区分6 | 16,624人 | 40.1億円 | 24.1万円 |
| 合計 | 19,006人 | 45.8億円 | 24.1万円 |

《 重度障害者等包括支援 》

| 障害支援区分 | 利用者数 | 費用額 | 一人当たり費用額 |
|--------|------|-------|----------|
| 区分6 | 27人 | 0.2億円 | 68.6万円 |

《 行動援護 》

| 障害支援区分 | 利用者数 | 費用額 | 一人当たり費用額 |
|--------|--------|-------|----------|
| 区分3 | 174人 | 0.1億円 | 5.8万円 |
| 区分4 | 898人 | 0.6億円 | 7.2万円 |
| 区分5 | 1,950人 | 1.6億円 | 8.3万円 |
| 区分6 | 2,546人 | 2.6億円 | 10.2万円 |
| 合計 | 5,568人 | 5.0億円 | 8.9万円 |

《 生活介護 》

| 障害支援区分 | 利用者数 | 費用額 | 一人当たり費用額 |
|--------|----------|---------|----------|
| 区分3 | 34,506人 | 39.0億円 | 11.3万円 |
| 区分4 | 57,344人 | 77.1億円 | 13.4万円 |
| 区分5 | 67,064人 | 126.8億円 | 18.9万円 |
| 区分6 | 93,090人 | 230.9億円 | 24.8万円 |
| 合計 | 252,004人 | 473.8億円 | 18.8万円 |

【論点の整理(案)】

○「常時介護を要する障害者」ニーズのうち、現行のサービスでは何が不足しており、どのように対応すべきか。

<検討の視点(例)>

- ・対象者の範囲、支援内容(通勤、通学支援等)、支援時間、提供方法等
- ・入院中の障害者に対する支援
- ・現行のサービスの見直しでの対応の可否
- ・ボランティア等地域のインフォーマルサービスの位置づけ

○ 同じ事業の利用者であっても、障害の状態等により支援内容に違いがあることについてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・支援の重点化
- ・見守りや待機の評価

常時介護を要する障害者の状態像等

常時介護を要する障害者の主な状態像、利用できる福祉サービス、支援ニーズは次のように考えられるのではないかと。

| 状態像※ | 利用できるサービス |
|-----------------------------|--|
| 医療的ケアの必要な最重度障害者 | 重度訪問介護 (居宅介護) 療養介護 生活介護 重度障害者等包括支援 |
| 行動障害を伴う重度知的・精神障害者等 | 重度訪問介護 (居宅介護) 行動援護 生活介護 重度障害者等包括支援 |
| 日常生活全般にわたり頻回に身体介護が必要な重度障害者等 | 重度訪問介護 (居宅介護) 生活介護 重度障害者等包括支援 |
| 行動障害のない重度障害者等 | (居宅介護) 生活介護 |

【支援ニーズの例】

- ・ 体調の変化等に柔軟に対応できる支援
- ・ 急なパニック等で家族が対応できない場合等緊急時の支援
- ・ 頻回の身体介護を要しないが、一貫した日常生活上の援助が必要な状態像の障害者に対する支援
- ・ 通勤・通学、入院中の支援

【常時介護を要する障害者支援の担い手として考えられるもの】

- ・ 障害福祉サービス事業者
- ・ 家族
※ 独居の場合と家族同居の場合の違い
- ・ ボランティア等のインフォーマルサービス
- ・ 企業、学校等

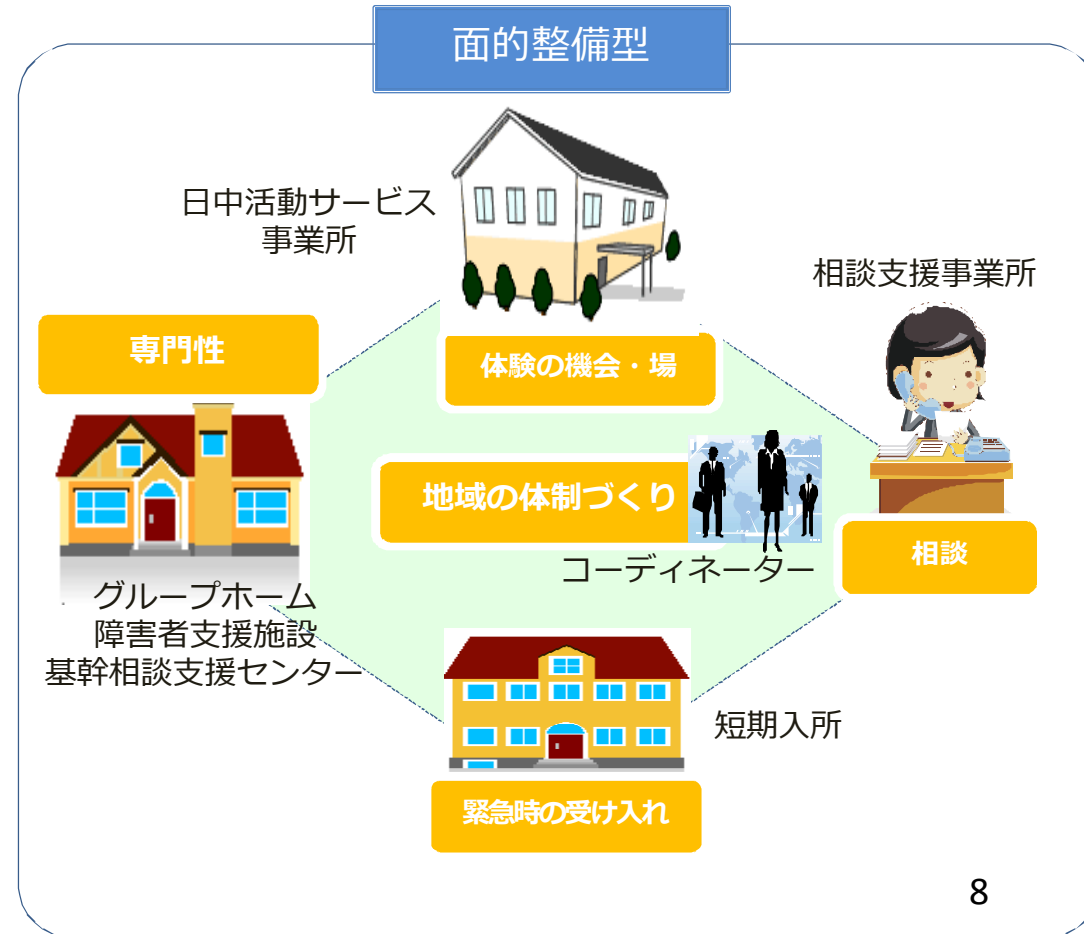
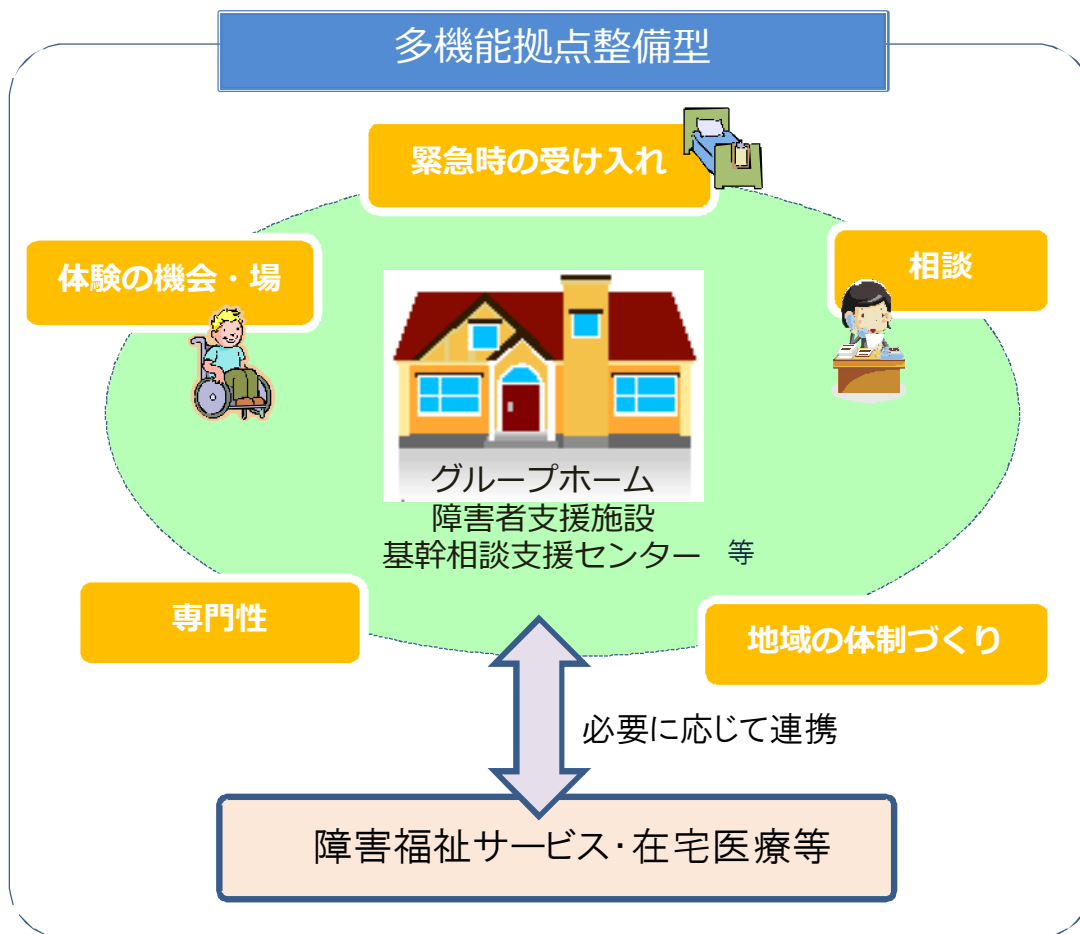
※平成25年度障害者総合福祉推進事業「常時介護を要する障害者等の支援体制調査事業」を基に作成

地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、**居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり）**を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

●**地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）** ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



小規模多機能型居宅介護の概要（介護保険制度の例）（参考資料）

「通い」を中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時「訪問」や「泊まり」を組み合わせるサービスを提供することで、中重度となっても在宅での生活が継続できるよう支援するため、小規模多機能型居宅介護が創設された（平成18年4月創設）。

利用者の自宅



在宅生活の支援

運営推進会議

利用者、利用者の家族、地域住民、市町村の職員、地域包括支援センターの職員等による会議において、おおむね2月に1回以上、活動状況等について協議・報告・評価を行う。



- 外部の視点の評価による地域に開かれたサービス
- サービスの質の確保

小規模多機能型居宅介護事業所

様態や希望により、「訪問」

「訪問」

人員配置は固定にせず、柔軟な業務遂行を可能に。
どのサービスを利用しても、なじみの職員によるサービスが受けられる。

「通い」を中心とした
利用

様態や希望により、「泊まり」

《利用者》

- 1事業所の登録定員は29名以下
- 「通い」の利用定員は登録定員の2分の1～15名の範囲内
- 「泊まり」の利用定員は通いの利用定員の3分の1～9名の範囲内

《人員配置》

- 介護・看護職員
日中：通いの利用者3人に1人
+ 訪問対応1人
夜間：泊まりと訪問対応で2人（1人は宿直可）
- 介護支援専門員1人

《設備》

- 居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さ
- 泊まりは4.5畳程度でプライバシーが確保できるしつらえ

| 要介護度 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 報酬単価（月単位定額） | 15167単位 | 22062単位 | 24360単位 | 26849単位 |

基準該当生活介護・基準該当短期入所の概要

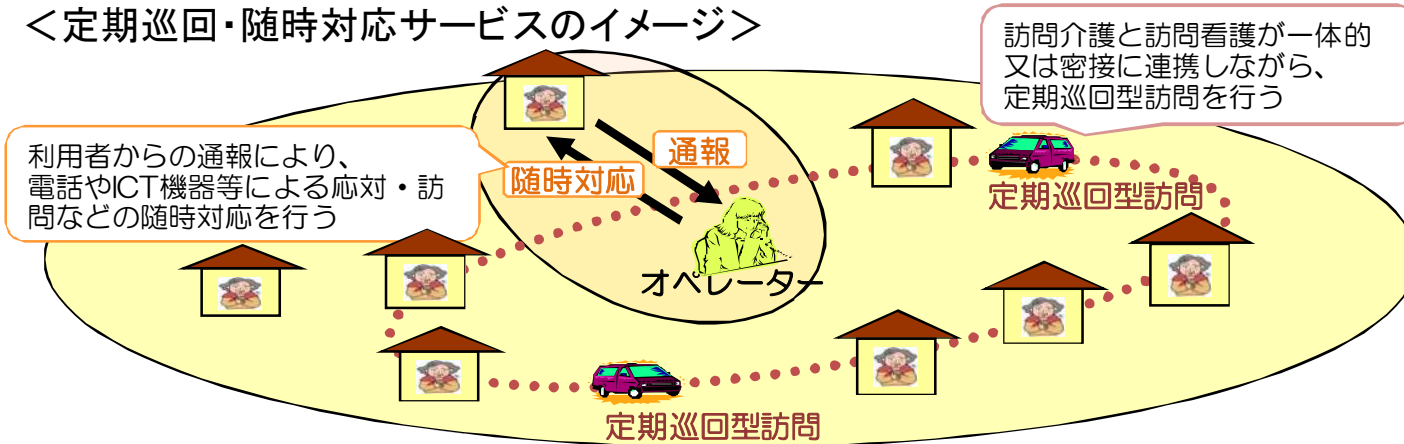
(参考資料)

現状の障害福祉サービスにおいては、介護保険の小規模多機能型居宅介護事業所で障害者を受け入れた場合に、基準該当生活介護や基準該当短期入所等として、報酬上評価される仕組みとなっている。

| | 概要 | 主な基準 |
|------|---|---|
| 生活介護 | <p>介護保険法による指定通所介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するもの。</p> | <p>①従業者：基準該当生活介護を受ける利用者数を含めて当該指定通所介護の利用者数とした場合に、当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：食堂及び機能訓練室の面積を上記利用者の合計数で除して得た面積が3㎡以上</p> <p>③その他：生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |
| | <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち<u>通いサービス</u>を提供するもの。</p> | <p>①従業者：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練を受ける障害者及び障害児の数を含めて当該指定小規模多機能型居宅介護の通いサービスの利用者数とした場合に、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所として必要とされる数以上</p> <p>②設備等：居間及び食堂は機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること</p> <p>③その他：指定小規模多機能型居宅介護の登録定員は、指定小規模多機能型居宅介護の登録者数と基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練のそれぞれとみなされる通いサービスを利用するための登録者数の合計数を1日当たりの上限とし、25人以下(通いサービスの利用定員は、登録定員の2分の1から15人までの範囲内)</p> |
| 短期入所 | <p>介護保険法による指定小規模多機能型居宅介護事業者が、地域において短期入所が提供されていないこと等により短期入所を受けることが困難な障害者及び障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち<u>宿泊サービス</u>を提供するもの。</p> | <p>①設備等：個室以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、概ね7.43㎡以上</p> <p>②その他：基準該当生活介護、基準該当児童発達支援、基準該当放課後等デイサービス及び特区により提供する自立訓練をそれぞれ利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児に対して宿泊サービスを提供するものであること。</p> <p style="padding-left: 20px;">宿泊サービスの利用定員は、指定小規模多機能型居宅介護の宿泊サービス利用者と基準該当短期入所利用者の合計が、登録定員の3分の1から9人までの範囲内であること。</p> <p style="padding-left: 20px;">短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。</p> |

- 訪問介護などの在宅サービスが増加しているものの、**重度者を始めとした要介護高齢者の在宅生活を24時間支える仕組みが不足**していることに加え、医療ニーズが高い高齢者に対して**医療と介護との連携が不足**しているとの問題がある。
- このため、①日中・夜間を通じて、②訪問介護と訪問看護の両方を提供し、③定期巡回と随時の対応を行う「**定期巡回・随時対応型訪問介護看護**」を創設（2012年4月）。

＜定期巡回・随時対応サービスのイメージ＞



参入していない事業者は、「夜間・深夜の対応が中心」「コール対応が中心」等のイメージ

実態は、

夜間・深夜の対応は日中と比べて少なく、利用者からのコールも少ない。（イメージが実態と大きく異なっていることが多い。）

【三菱UFJリサーチ&コンサルティング調査より】

＜サービス提供の例＞

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 0時 | 2時 | 4時 | 6時 | 8時 | 10時 | 12時 | 14時 | 16時 | 18時 | 20時 | 22時 |
| 月 | | | | | | | | | | | | |
| 火 | | | | | | | | | | | | |
| 水 | | | | | | | | | | | | |
| 木 | | | | | | | | | | | | |
| 金 | | | | | | | | | | | | |
| 土 | | | | | | | | | | | | |
| 日 | | | | | | | | | | | | |

水分補給 更衣介助

通所介護

排せつ介助 食事介助

体位変換 水分補給

排せつ介助 食事介助 体位交換

定期巡回

随時訪問

訪問看護

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけではなく、**必要なときに随時サービス**を受けることが可能

| 要介護度 | 要介護2 | 要介護3 | 要介護4 | 要介護5 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 報酬単価（月単位定額） | 10100単位 | 16769単位 | 21212単位 | 25654単位 |

日常生活の援助の提供（サテライト型住居の例）

- 地域生活への移行を目指している障害者や現にグループホームを利用している障害者の中には、共同住居よりも**単身での生活を望む人がいる**
- 少人数の事業所が経営安定化の観点から、定員を増やそうとしても**近隣に入居人数など条件にあった物件がなく**、また、物件が見つかって**も界壁の設置など大規模改修が必要となるケースも少なくない**との声がある。

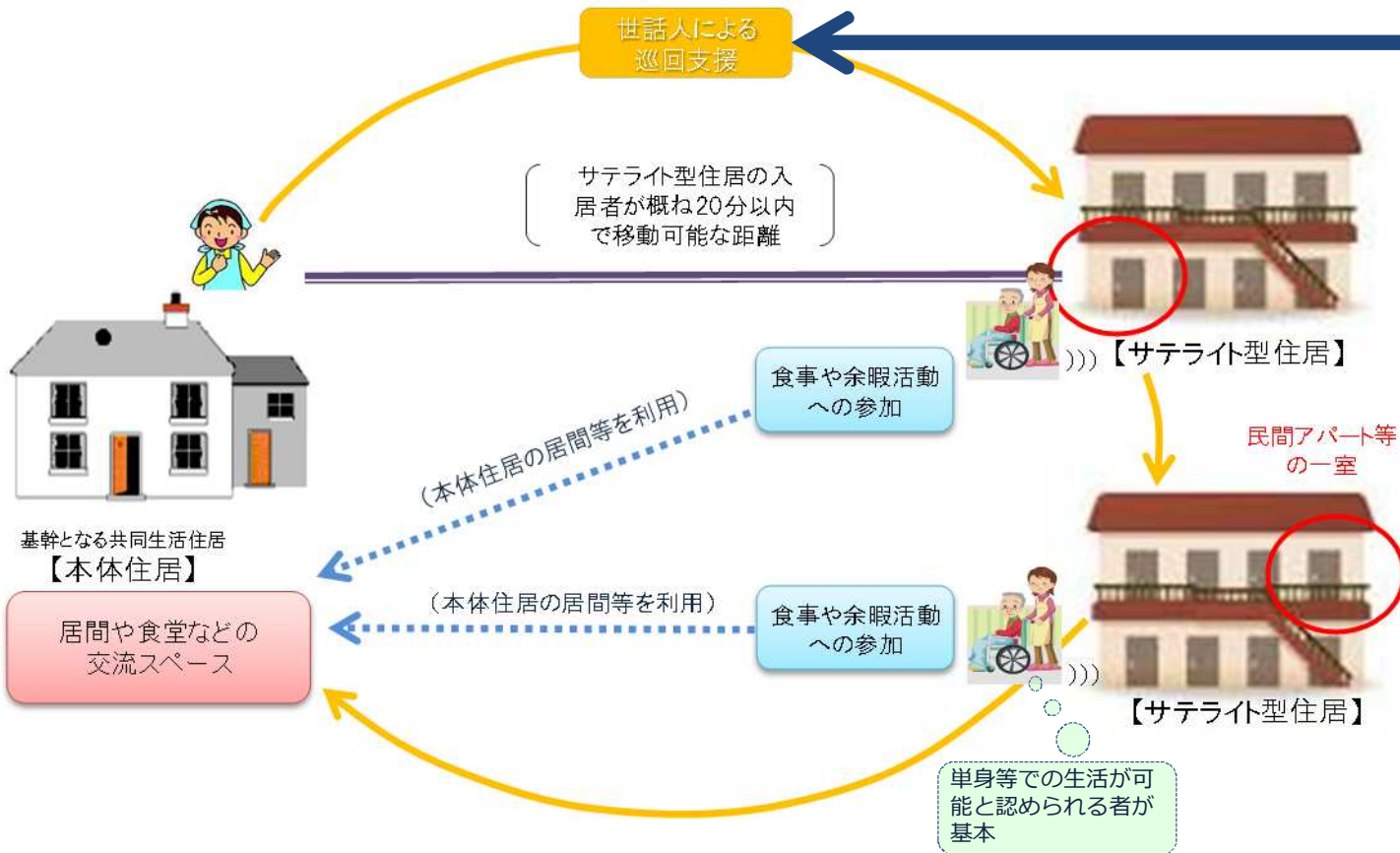
共同生活を営むというグループホームの趣旨を踏まえつつ、1人で暮らしたいというニーズにも応え、地域における多様な住まいの場を増やしていく観点から、グループホームの新たな支援形態の1つとして本体住居との密接な連携（入居者間の交流が可能）を前提として

ユニットなど一定の設備基準を緩和した1人暮らしに近い形態のサテライト型住居の仕組みを創設

サテライト型住居の世話人による日常生活の援助の例

- 金銭管理の支援
- 水道使用量の管理の支援
- 郵便物の内容確認、来訪者の用件確認
- 掃除、洗濯、部屋の片付け等の確認
- 健康状態の確認
- 緊急時の連絡
- 職場の悩み事の相談
- 朝の身だしなみの支援

等



意思疎通支援事業(障害者総合支援法)

地域生活支援事業実施要綱(抄)～意思疎通支援事業～

1. 目的

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障害者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とする。

2. 事業内容

手話通訳者、要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読、音声訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を支援する。

3. 対象者

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者等

4. 実績(平成21年度障害保健福祉部調べ)

- ① コミュニケーション支援を実施している市町村 1,564か所／1,735か所中(90.1%)
- ② 入院時におけるコミュニケーション支援を実施している市町村 1,099か所／1,735か所(63.3%)

【論点の整理(案)】

○ 支援する人材の確保や資質向上の方策・評価についてどう考えるか。

< 検討の視点(例) >

- ・従業者の資格要件の在り方
- ・研修等による支援者の養成
- ・資質の評価方法(OJT中心の研修に対する評価等)

従業者資格と報酬算定の取扱い関係表

※「資格区分」のみの資格により各事業のサービスを提供した場合の報酬算定について、
「○」は100%算定、「▲○○%」は○○%減算、×は算定対象外

| NO. | 資格区分 | 告示538号1条 | 居宅介護 (身体有) | 居宅介護 (身体無) | 重度訪問介護 | 行動援護 【※4】 | 同行援護 (身体有) 【※7】 | 同行援護 (身体無) 【※7】 |
|-----|-------------------|----------|---------------|---------------|--------|--------------|-----------------------|-----------------------|
| ① | 介護福祉士 | 第1号 | ○ | ○ | ○ | ○【※5】 | ○ | ○ |
| ② | 実務者研修修了者 | 第2号 | ○ | ○ | ○ | ○【※5】 | ○ | ○ |
| ③ | 居宅介護職員初任者研修修了者 | 第3号 | ○ | ○ | ○ | ○【※5】 | ○ | ○ |
| ④ | 障害者居宅介護従業者基礎研修修了者 | 第4号 | ▲30% | ▲10% | ○ | × | ▲30% | ▲10% |
| ⑤ | 重度訪問介護従業者養成研修修了者 | 第5号 | ○【※2】 | ▲10% | ○ | × | × | × |
| ⑥ | 同行援護従業者養成研修修了者 | 第6号 | × | × | × | × | ○ | ○ |
| ⑦ | 行動援護従業者養成研修修了者 | 第7号 | × | × | ○ | ○ | × | × |
| ⑧ | 介護保険の介護員 | 第18号 | ○ | ○ | ○ | ○【※5】 | ○ | ○ |
| ⑨ | 居宅介護従事経験者【※1】 | 第19号 | ▲30% | ▲10% | ○ | ○【※5・6】 | ▲30% | ▲10% |
| ⑩ | 視覚障害者外出介護研修修了者等 | 第20～22号 | ▲30%【※3】 | ▲10%【※3】 | × | × | ○【※8】 | ○【※8】 |

※1:都道府県が認定。

※2:報酬算定されるには直接処遇経験が必要。報酬単位は「3時間未満→重訪並び、3時間以上→629単位+30分を増すごとに83単位」
なお、居宅介護従業者の資格要件については、初任者研修課程修了者等を基本とし、重度訪問介護研修修了者がサービス提供を行う場合にあっては、
早朝・深夜帯や年末年始などにおいて、一時的に人材確保の観点から市町村がやむを得ないと認める場合に限るものとする。

※3:報酬算定は、通院等介助及び通院等乗降介助に限る。

※4:報酬算定されるには、行動援護従業者養成研修修了者であって、知的・精神障害児者への1年以上の直接処遇経験が必要。

※5:報酬算定されるには、知的・精神障害児者への2年以上の直接処遇経験が必要(平成30年3月31日までの経過措置)。

※6:介護職員初任者研修課程の内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。

※7:同行援護従業者養成研修修了者以外の研修修了者が報酬算定されるには、視覚障害児者への直接処遇経験が1年以上必要。

※8:「視覚障害者外出介護従業者養成研修」修了者に限る。

居宅介護等の従業者資格要件

| 資格 | 実施機関 | 時間 | 内容 |
|----------------|--|--|--|
| 介護福祉士 | 国家資格 | | <ul style="list-style-type: none"> 筆記試験(一次:社会福祉概論など13科目) 実技試験(二次) |
| 実務者研修 | <ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校 厚生労働大臣が指定した養成施設 | 450時間 | 介護福祉士として必要な知識及び技能を習得するための6月以上の研修 |
| 介護職員基礎研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県の指定した者 | 500時間 | 介護福祉士を所持しない者が対象。老人、障害者等への介護技術の知識及び技術の習得が目的。 |
| 居宅介護職員初任者研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 | 130時間 | 居宅介護の知識及び技術の習得が目的。 |
| 障害者居宅介護従業者基礎研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 | 50時間 | 居宅介護の基礎的な知識及び技術の習得が目的。 |
| 重度訪問介護従業者養成研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 | 【基礎】10時間 【追加】10時間 【統合】20.5時間 【行動障害支援】12時間 | 介護技術、コミュニケーション技術、医療的ケアに関する知識の習得など重度訪問介護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。また、統合課程については、喀痰吸引における特定の者の基本研修(9時間)を含んでいる。さらに、行動障害支援課程については、行動障害を有する者を支援するための基礎知識の習得が目的。 |
| 同行援護従業者養成研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 | 【一般】20時間 【応用】12時間 | 視覚障害者等に対して、外出時に視覚情報の提供や移動の援護の習得など同行援護に従事する上で必要な知識及び技術の習得が目的。 |
| 行動援護従業者養成研修 | <ul style="list-style-type: none"> 都道府県 都道府県が委託した講習機関等 | 24時間 | 知的障害・精神障害により行動上の著しい困難を有する障害者等であって常時介護を要するものにつき、当該障害者等の特性の理解や評価、支援計画シート等の作成及び居宅内や外出時における危険を伴う行動を予防又は回避するために必要な援護等に関する知識及び技術の習得が目的。 |

障害福祉サービスと介護保険事業所の資格要件等について

| | | 訪問介護（介護保険法） | 居宅介護（障害者総合支援法） | 重度訪問介護（障害者総合支援法） |
|------|-----------|---|---|----------------------------------|
| 人員基準 | サービス提供責任者 | 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要） | 訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 （3年以上の実務経験必要） | 居宅介護基準と同様 |
| | ヘルパー | 介護福祉士 実務者研修修了者 介護職員基礎研修修了者 介護職員初任者研修課程修了者 | 訪問介護基準 又は 居宅介護職員初任者研修課程修了者 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 | 居宅介護基準 又は 重度訪問介護従業者養成研修修了者 |

| | 総数 | 介護福祉士 | 実務者研修修了者 | 旧介護職員基礎研修課程修了者 | 旧ホームヘルパー1級研修課程修了者 | 初任者研修修了者 旧ホームヘルパー2級研修課程修了者含む | 障害者居宅介護従業者基礎研修課程修了者 旧ホームヘルパー3級研修課程修了者含む | 重度訪問介護従事者養成研修修了者 | 同行援護従事者養成研修修了者 | 行動援護従事者養成研修修了者 | その他 |
|----------|--------|-------|----------|----------------|-------------------|---------------------------------|--|------------------|----------------|----------------|------|
| 居宅介護事業 | 100.0% | 42.1% | 1.0% | 4.3% | 3.9% | 44.4% | 0.5% | — | — | — | 3.7% |
| 重度訪問介護事業 | 100.0% | 41.2% | 1.0% | 4.4% | 3.7% | 42.9% | 1.3% | 2.3% | — | — | 3.1% |
| 同行援護事業 | 100.0% | 43.8% | 1.0% | 4.2% | 3.8% | 37.9% | 1.9% | — | 3.8% | — | 3.6% |
| 行動援護事業 | 100.0% | 43.3% | 0.8% | 2.3% | 3.8% | 36.6% | 2.6% | — | — | 6.5% | 4.1% |

特定事業所加算によるOJTの評価

特定事業所加算において、OJTの実施に対する評価を実施している。

1. 特定事業所加算算定要件

- 特定事業所加算（Ⅰ）（①～③のすべてに適合） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ）（①及び②に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅲ）（①及び③に適合） 所定単位数の10%を加算
- 特定事業所加算（Ⅳ）（①～③に適合） 所定単位数の5%

① サービス提供体制の整備（研修の計画的実施、情報の的確な伝達等）

② 良質な人材の確保（介護福祉士の割合が30%以上等）

③ 重度障害者への対応（区分5以上の利用者及び喀痰吸引等を必要とする者が30%以上）

居宅介護

当該指定居宅介護事業所の新規に採用した全ての居宅介護従業者に対し、**熟練した居宅介護従業者の同行による研修を実施**していること。

重度訪問介護

当該指定重度訪問介護事業所の新規に採用した全ての重度訪問介護従業者に対し、**熟練した重度訪問介護従業者の同行による研修を実施**していること。

行動援護

当該指定行動援護事業所の新規に採用した全ての行動援護従業者に対し、**熟練した行動援護従業者の同行による研修を実施**していること。

同行援護

当該同行援護事業者の新規に採用した全ての同行援護従業者に対し、**熟練した同行援護従業者の同行による研修を実施**していること。

【論点の整理(案)】

○ パーソナルアシスタンス(※1)について、どう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・対象者、利用場面、利用時間等の具体的なイメージ及び必要な費用
- ・意思決定支援が必要な知的・精神障害者や障害児に対する支援手法
- ・パーソナルアシスタンスとダイレクトペイメント(※2)の関係、及びダイレクトペイメント方式を採用することによるメリット・デメリット

○ パーソナルアシスタンスと重度訪問介護との関係についてどう考えるか。

<検討の視点(例)>

- ・対象者像
- ・サービス内容、サービス提供方法
- ・利用場面・利用内容
- ・支援者の要件及び支援者に対する相談等のバックアップ体制
- ・利用者の権利擁護の研修に対する評価等)

※1 パーソナルアシスタンスは、一般的に①利用者の主導性、②個別の関係性、③包括性と継続性を満たす必要があるとされている。

※2 ダイレクト・ペイメントは、障害者自身が直接サービスを購入するための現金給付のことであり、この給付の範囲で障害者が直接介助者を雇用する
場合がある。

重度訪問介護とパーソナル・アシスタンスについて

| | 重度訪問介護 | イギリスの ダイレクト・ペイメント | スウェーデンの パーソナルアシスタンス |
|-----------|---|--|--|
| 事業主体 | 指定事業者(法人) | 地方自治体 | 個人(利用者) |
| 対象者 | <p>障害支援区分4以上に該当し、次の (一)又は(二)のいずれかに該当する者 (一) 二肢以上に麻痺等がある者であつて、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者 (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者</p> | <p>①障害者であること ②16歳以上であること ③地方自治体による審査を受けていること</p> <p>※地方自治体による審査の結果、必要とされる金額が決定され、その範囲内で利用するか、自費でサービスを追加する ※使途に制限はない。</p> | <p>永続的な障害であることが必要 65歳未満で、 ①発達障害、自閉症等 ②成人後の外傷、身体的疾患に起因する脳障害による重篤、恒久的な知的機能障害 ③通常の高齢化によらない他の恒久的な身体的、精神的機能障害のいずれかを持つ者であること等 ※65歳以上で初めてパーソナル・アシスタンスの決定を受けることができない</p> |
| サービス提供方法 | 障害福祉サービス事業者が利用者とのサービス利用契約に基づきヘルパーを派遣 | ①利用者の直接雇用、②サービス事業者から派遣によりパーソナルアシスタンスと呼ばれる介助者を派遣 | ①利用者自身が募集したヘルパーとサービス利用契約を締結 ②サービス事業者からPAを派遣 |
| 提供されるサービス | 入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に提供 | 利用制限無し(personal budget の範囲で自由に使用できる) | 食事等生きる上で不可欠なことだけでなく、趣味等不可欠ではないことを行う場合も含めて、手となり足となる ※医療行為は含まれない |
| ヘルパーの要件 | 居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者 | ケアラーとしての資格が必要 | 公的な教育等は無く資格もない |
| 報酬 | 2,730円(1時間以上1時間30分未満) ※1単位当たり10円で計算 | 通常の賃金(データ無し) | 1時間当たり284クローナ(2015年) |

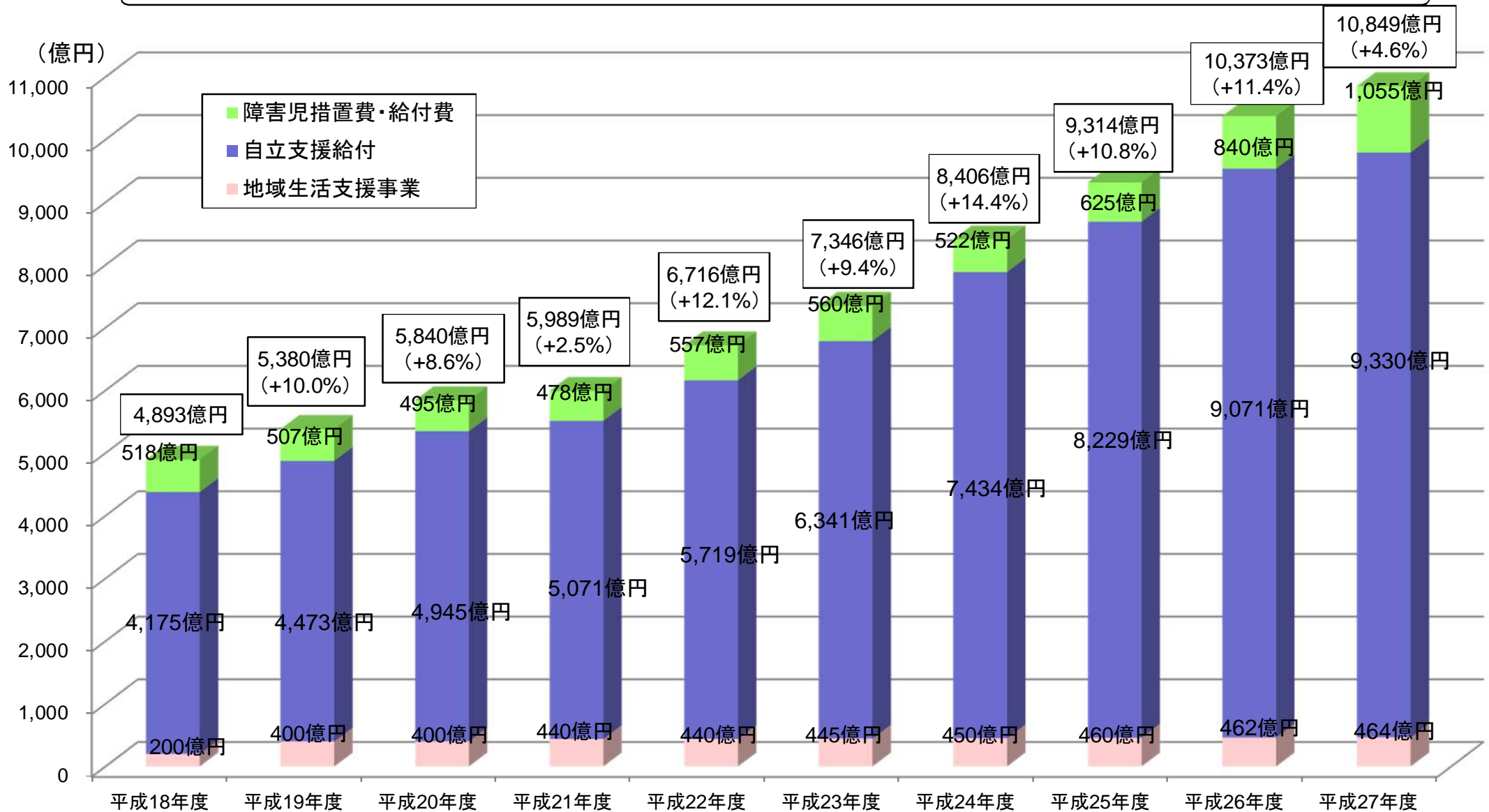
重度訪問介護と札幌市パーソナル・アシスタンスの相違点について

| | 重度訪問介護 | 札幌市の パーソナルアシスタンス |
|-------------|--------------------------------------|---|
| 事業主体 | 指定事業者(法人) | 個人(利用者) |
| サービス提供方法 | 障害福祉サービス事業者が利用者とのサービス利用契約に基づきヘルパーを派遣 | 利用者自身が募集したヘルパーと雇用契約を締結 |
| 提供されるサービス | 入浴、排せつ、食事の介護、移動支援などを総合的に提供 | 重度訪問介護+入院時コミュニケーション支援 |
| ヘルパーの労働条件 | 労働法規に基づく | 労働法規の適用除外（家事使用人）であり、利用者と相談し決定 |
| 指導監督 | 都道府県が指定事業者を指導監督 | 札幌市が利用者を指導 |
| 報酬 | 指定事業者がサービス量に基づき市町村に請求 | 利用者がヘルパーのサービス提供実績に基づき市町村に請求 |
| 支給額、サービス量管理 | 指定事業者がサービス等利用計画に基づき管理 | 利用者がシフト表、報酬の支払い状況等に基づく管理やシフト調整等必要なマネジメントを行う |
| 主な問題点 | 常時かつ継続する移動、経済活動は支援不可 | ヘルパーの勤務形態が不安定、自己決定に不安のある知的・精神障害者の対応 |

參考資料

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

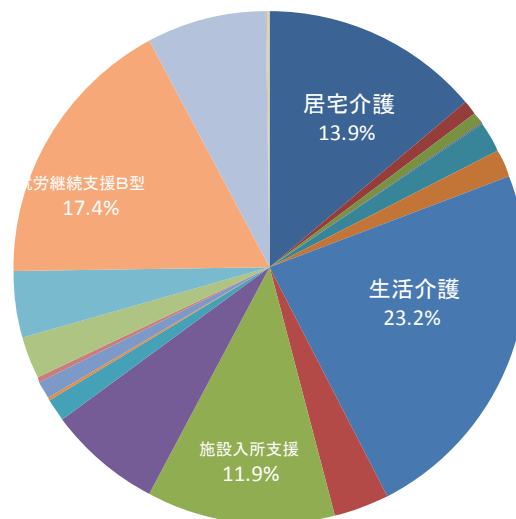
(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

障害福祉サービス等の現状(平成27年2月)

居宅介護、生活介護、施設入所支援及び就労継続支援B型で、延べ利用者数、総費用額ともに、全体の約7割を占めている。

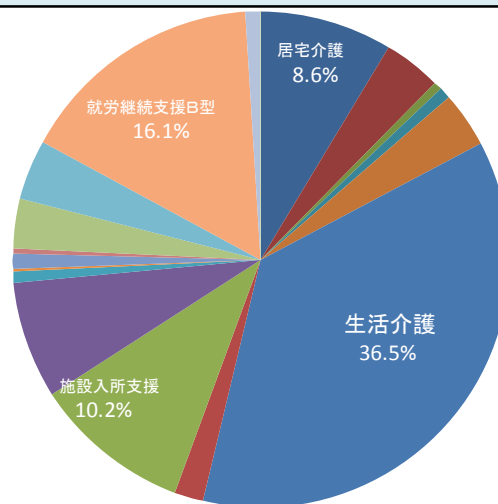
| サービス名 | 延べ利用者数 | | 総費用額 | |
|---------------|-----------|--------|-------------|--------|
| | 人数 | 比率 | 金額 | 比率 |
| 居宅介護 | 153,864 | 13.9% | 11,256,133 | 8.6% |
| 重度訪問介護 | 9,880 | 0.9% | 4,943,920 | 3.8% |
| 行動援護 | 8,192 | 0.7% | 697,159 | 0.5% |
| 重度障害者等包括支援 | 27 | 0.0% | 18,513 | 0.0% |
| 同行援護 | 21,910 | 2.0% | 1,044,658 | 0.8% |
| 療養介護 | 19,446 | 1.8% | 4,684,739 | 3.6% |
| 生活介護 | 258,008 | 23.2% | 47,926,035 | 36.5% |
| 短期入所 | 38,541 | 3.5% | 2,509,981 | 1.9% |
| 施設入所支援 | 132,175 | 11.9% | 13,391,639 | 10.2% |
| 共同生活援助(介護包括型) | 78,978 | 7.1% | 10,040,782 | 7.6% |
| 共同生活援助(外部利用型) | 16,144 | 1.5% | 1,000,974 | 0.8% |
| 自立訓練(機能訓練) | 2,436 | 0.2% | 214,862 | 0.2% |
| 自立訓練(生活訓練) | 12,064 | 1.1% | 1,267,154 | 1.0% |
| 宿泊型自立訓練 | 3,827 | 0.3% | 376,696 | 0.3% |
| 就労移行支援 | 28,637 | 2.6% | 4,247,775 | 3.2% |
| 就労移行支援(養成施設) | 185 | 0.0% | 15,244 | 0.0% |
| 就労継続支援A型 | 46,446 | 4.2% | 5,192,484 | 4.0% |
| 就労継続支援B型 | 193,508 | 17.4% | 21,124,270 | 16.1% |
| 計画相談支援 | 83,887 | 7.6% | 1,287,876 | 1.0% |
| 地域移行支援 | 494 | 0.0% | 14,973 | 0.0% |
| 地域定着支援 | 2,138 | 0.2% | 12,426 | 0.0% |
| 総合計 | 1,110,787 | 100.0% | 131,268,294 | 100.0% |

障害福祉サービス等延べ利用者数



- 居宅介護
- 重度訪問介護
- 行動援護
- 重度障害者等包括支援
- 同行援護
- 療養介護
- 生活介護
- 短期入所
- 施設入所支援
- 共同生活援助(介護包括型)
- 共同生活援助(外部利用型)
- 自立訓練(機能訓練)
- 自立訓練(生活訓練)
- 宿泊型自立訓練
- 就労移行支援
- 就労移行支援(養成施設)
- 就労継続支援A型
- 就労継続支援B型
- 計画相談支援
- 地域移行支援
- 地域定着支援

障害福祉サービス等総費用額



重度訪問介護

○ 対象者

- 重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって、常時介護を要する障害者
 - 障害支援区分4以上に該当し、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する者
 - (一) 二肢以上に麻痺等がある者であって、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」、「移乗」、「排尿」、「排便」のいずれもが「支援が不要」以外に認定されている者
 - (二) 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 居宅における
- 入浴、排せつ及び食事等の介護
 - 調理、洗濯及び掃除等の家事
 - その他生活全般にわたる援助
 - 外出時における移動中の介護
- ※ 日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・介護福祉士、実務者研修修了者 等
 - ・居宅介護職員初任者研修修了者等であって3年以上の実務経験がある者
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・居宅介護に従事可能な者、重度訪問介護従事者養成研修修了者

○ 重度訪問介護加算対象者

- 15%加算対象者…重度訪問介護の対象者(一)に該当する者であって、重度障害者等包括支援の対象者の要件に該当する者(障害支援区分6)
 - ※重度障害者等包括支援対象者

| | 類 型 | 状 態 像 |
|---|-------------------------------|------------------------------------|
| 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者 (Ⅰ類型) | ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等 |
| | 最重度知的障害者 (Ⅱ類型) | ・重症心身障害者 等 |
| 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者(Ⅲ類型) | | ・強度行動障害 等 |

- 8.5%加算対象者…障害支援区分6の者

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

183単位(1時間)～1,408単位(8時間) ※8時間を超える場合は、8時間までの単価の95%を算定

■ 主な加算

特定事業所加算(10%又は20%加算)

→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援連携加算(30日間1回を限度として1回につき584単位加算)

→サービス提供責任者と支援計画シート等作成者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同で行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)

→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数 6,580(国保連平成27年2月実績)

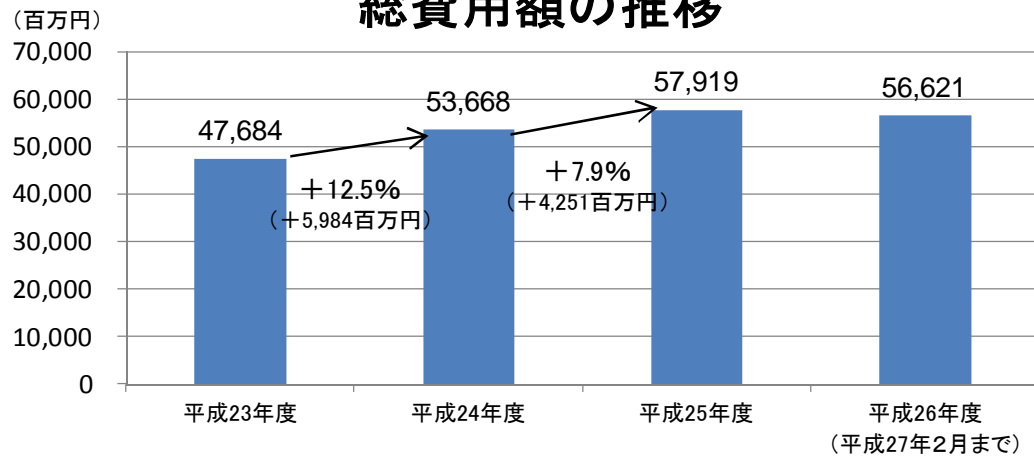
○ 利用者数 9,880(国保連平成27年2月実績)

重度訪問介護の現状

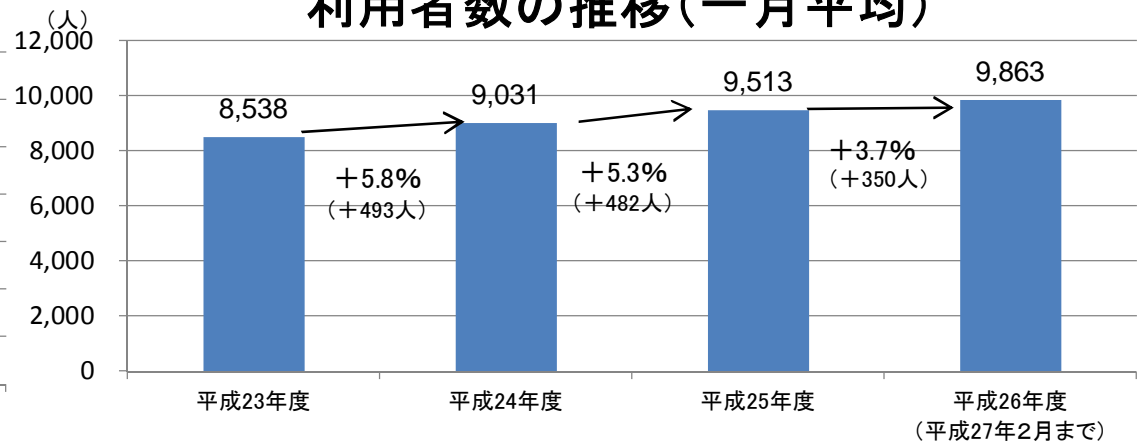
【重度訪問介護の現状】

- 重度訪問介護の平成25年度費用額は約579億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約3.8%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

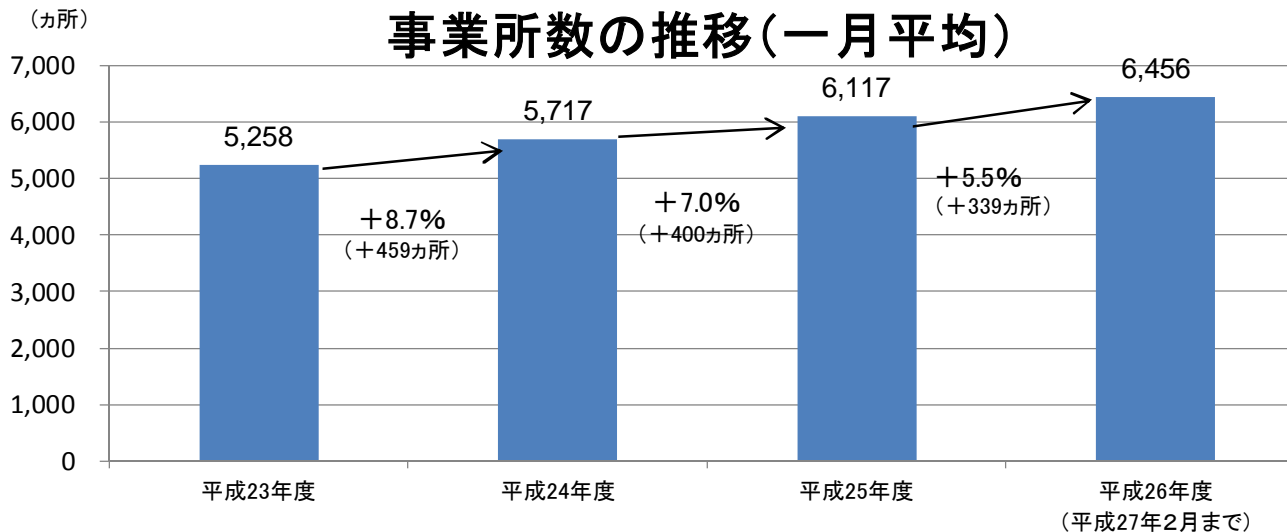
総費用額の推移



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



行動援護

○ 対象者

- 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等であって常時介護を有する者
→ 障害支援区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者

○ サービス内容

- 行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護
 - 外出時における移動中の介護
 - 排せつ及び食事等の介護その他の行動する際に必要な援助
- ・予防的対応
…行動の予定が分からない等のため、不安定になり、不適切な行動がでないよう、予め行動の順番や、外出する場合の目的地での行動等を理解させる等
- ・制御的対応
…行動障害を起こしてしまった時の問題行動を適切におさめること等
- ・身体介護的対応
…便意の認識ができない者の介助等

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:常勤ヘルパーのうち1名以上
 - ・行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって3年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害等)
※介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって5年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)
- ヘルパー:常勤換算2.5人以上
 - ・行動援護従業者養成研修修了者又は強度行動障害支援者養成研修(実践研修)修了者であって1年以上の直接処遇経験(知的障害・精神障害者等)
※介護福祉士、介護職員基礎研修修了者、居宅介護職員初任者研修修了者等であって2年以上の実務経験(平成30年3月31日までの経過措置)

○ 報酬単価 (平成27年4月～)

■ 基本報酬

253単位(30分)～2,506単位(7.5時間以上)

■ 主な加算

特定事業所加算(5%、10%又は20%加算)
→①サービス提供体制の整備、②良質な人材の確保、③重度障害者への対応に積極的に取り組む事業所のサービスを評価

行動障害支援指導連携加算(重度訪問介護に移行する月につき1回を限度として1回につき273単位加算)
→支援計画シート等作成者と重度訪問介護のサービス提供責任者が連携し、利用者の心身の状況等の評価を共同して行うことを評価

喀痰吸引等支援体制加算(1日当たり100単位加算)
→特定事業所加算(20%加算)の算定が困難な事業所に対して、喀痰の吸引等が必要な者に対する支援体制を評価

○ 事業所数

1,415 (国保連平成27年2月実績)

○ 利用者数

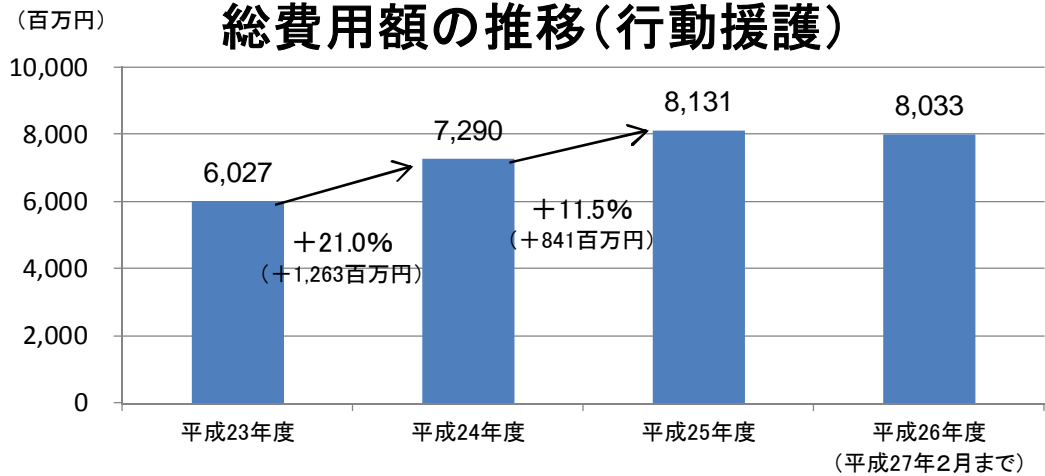
8,192 (国保連平成27年2月実績)

行動援護の現状

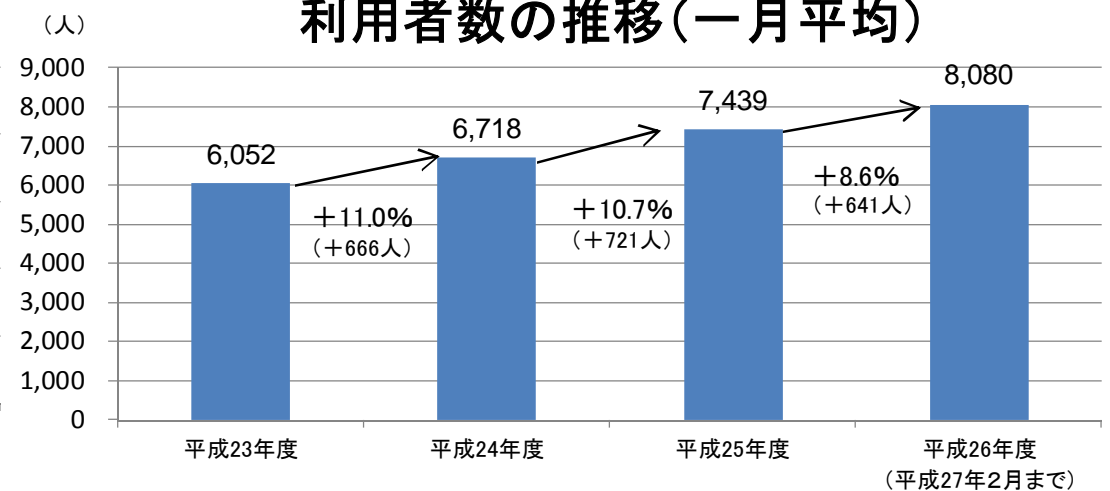
【行動援護の現状】

- 行動援護の平成25年度費用額は約81億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.5%を占めている。
- 利用者数、一人当たり費用額及び事業所数については毎年度増加している。

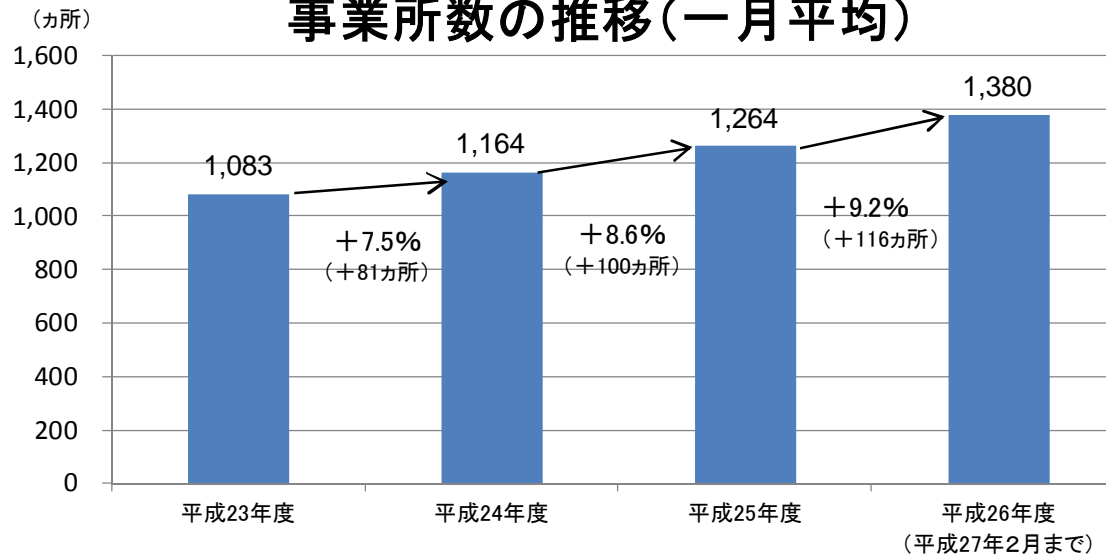
総費用額の推移(行動援護)



利用者数の推移(一月平均)



事業所数の推移(一月平均)



療養介護

○対象者

- 病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする身体・知的障害者
 - ① 筋萎縮性側索硬化症(ALS)患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者であって、障害支援区分6の者
 - ② 筋ジストロフィー患者又は重症心身障害者であって、障害支援区分5以上の者
- 平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設又は指定医療機関に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者

○サービス内容

- 病院等への長期入院による医学的管理の下、食事や入浴、排せつ等の介護や、日常生活上の相談支援等を提供。
- 利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、事業者ごとの利用者の平均障害支援区分に応じた人員配置の基準を設け、これに応じた報酬単価を設定

○主な人員配置

- サービス管理責任者
- 生活支援員 等 4:1~2:1以上

○報酬単価（平成27年4月～）

■基本報酬

利用定員及び別に定める人員配置に応じた単位の設定(定員40人以下の場合)

○療養介護サービス費

522単位(4:1)～906単位(2:1) ※経過措置利用者等については6:1を設定

※平成24年3月31日において現に重症心身障害児施設等に入院している者であって、平成24年4月1日以降療養介護を利用する者については、経過的なサービス費の適用有り

※医療に要する費用及び食費等については、医療保険より給付

■主な加算

地域移行加算(500単位)

→利用者の退院後の生活についての相談援助を行う場合、退院後30日以内に当該利用者の居宅にて相談援助を行う場合それぞれ、入院中1回・退院後1回を限度に算定

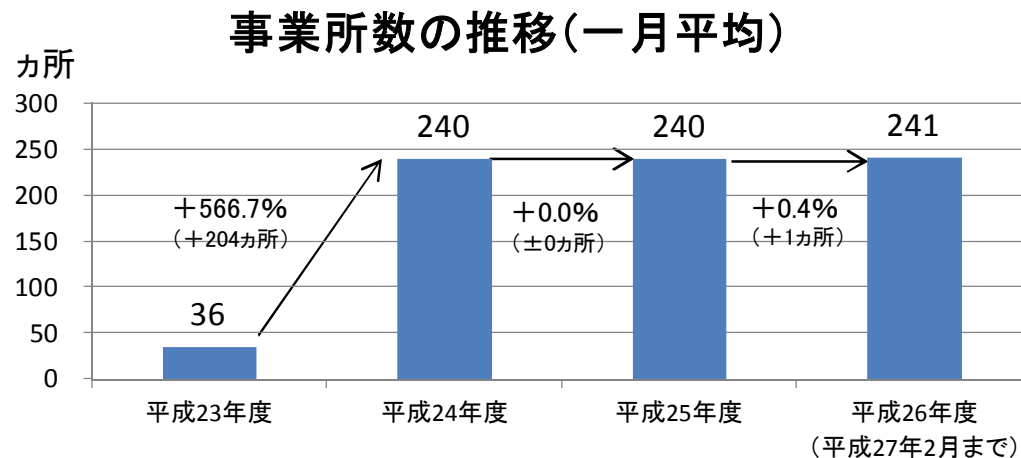
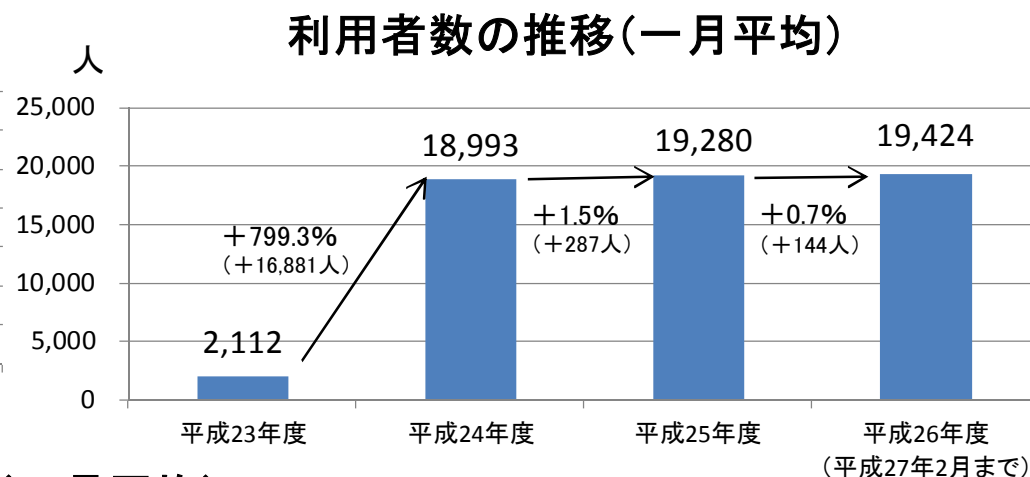
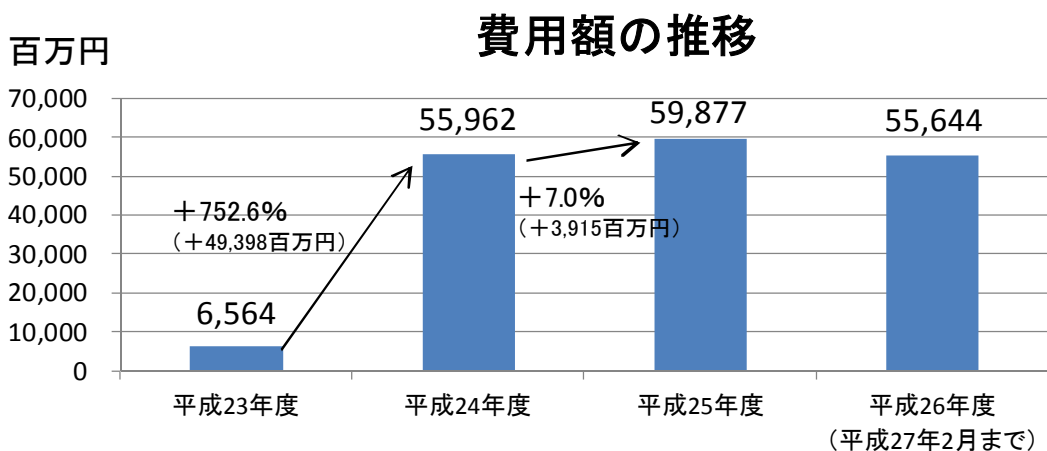
○事業所数 241(国保連平成27年2月実績)

○利用者数 19,446(国保連平成27年2月実績)

療養介護の現状

【療養介護の現状】

- 平成24年度に児童福祉法の制度改正が行われ、これまで、18歳を超過して障害児施設で受け入れを行っていた対象者が、療養介護に移行してきたため、費用額、利用者数、事業所数といずれも大幅に増加している。



※出典: 国保連データ

生活介護

○対象者

地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者

- ① 障害支援区分が区分3(障害者支援施設等に入所する場合は区分4)以上である者
- ② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2(障害者支援施設等に入所する場合は区分3)以上である者

○サービス内容

主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護や、日常生活上の支援、生産活動の機会等の提供

○主な人員配置

利用者の障害程度に応じて、相応しいサービスの提供体制が確保されるよう、利用者の平均障害支援区分等に応じた人員配置の基準を設定

- サービス管理責任者
- 生活支援員等 6:1～3:1

○報酬単価（平成27年4月～）

■基本報酬

基本単位数は、事業者ごとに利用者の①利用定員の合計数及び②障害支援区分に応じ所定単位数を算定。

■定員21人以上40人以下の場合

| (区分6) | (区分5) | (区分4) | (区分3) | (区分2以下)※未判定の者を含む |
|---------|-------|-------|-------|------------------|
| 1,139単位 | 851単位 | 599単位 | 539単位 | 491単位 |

■主な加算

人員配置体制加算(33～265単位)

→直接処遇職員を加配(1.7:1～2.5:1)した事業所に加算

※ 指定生活介護事業所は区分5・6・準ずる者が一定の割合を満たす必要

訪問支援特別加算(187～280単位)

→連続した5日間以上利用がない利用者に対し、居宅を訪問して相談援助等を行った場合(1月に2回まで加算)

延長支援加算(61～92単位)

→営業時間である8時間を超えてサービスを提供した場合(通所による利用者に限る)

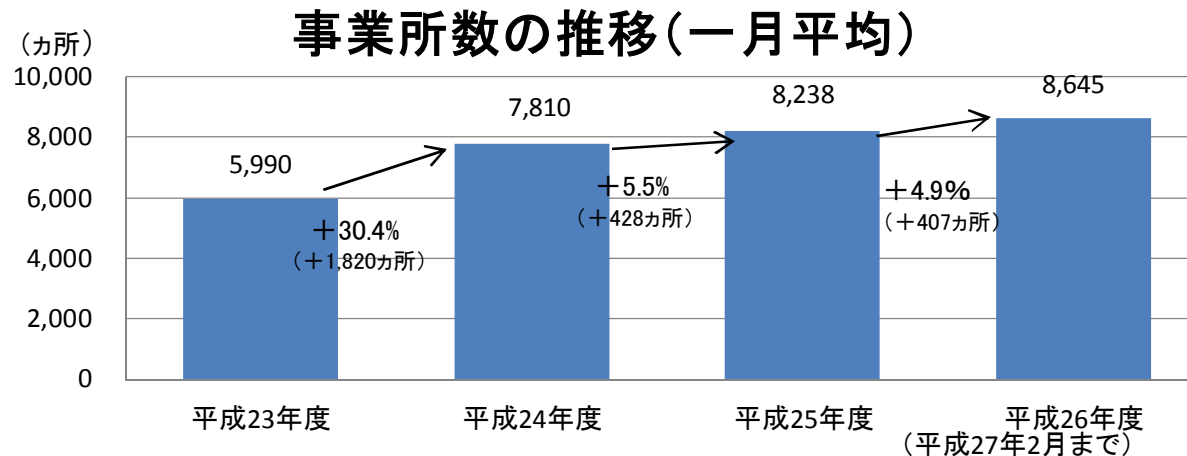
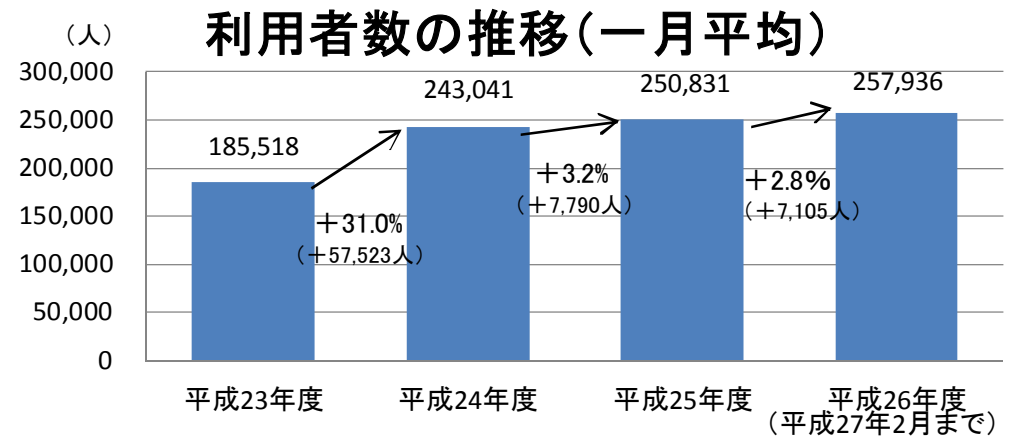
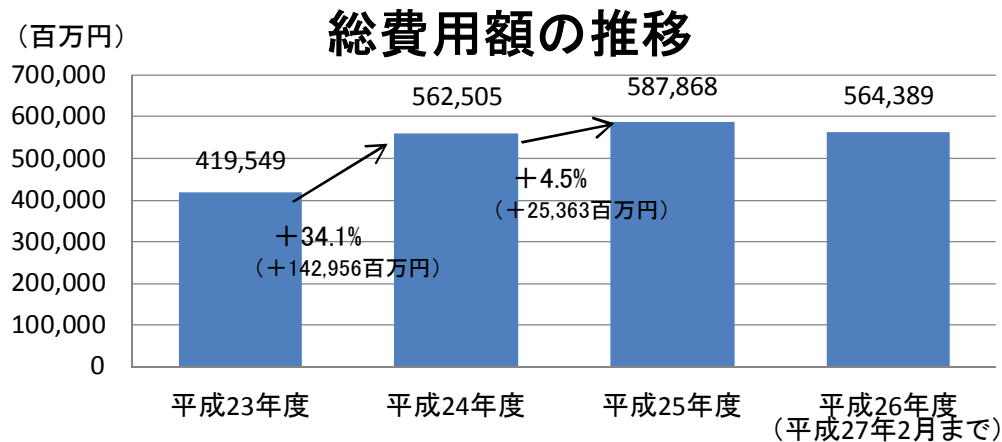
○事業所数 8,752(国保連平成27年2月実績)

○利用者数 258,008(国保連平成27年2月実績)

生活介護の現状

【生活介護の現状】

- 生活介護の費用額(平成25年度)は約5,879億円であり、総費用額の38.2%を占めている。
- 費用額、利用者数、事業所数については、新体系移行が進んだ影響等により、毎年大きな伸びを示していたが、新体系移行後の平成25年度は4%前後となっている。



重度障害者等包括支援

○ 対象者

- 常時介護を要する障害者等であって、その介護の必要の程度が著しく高い者
→ 障害支援区分6であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者

| | 類 型 | 状 態 像 |
|---|------------------------------|------------------------------------|
| 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障害者のうち、右のいずれかに該当する者 | 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害者（Ⅰ類型） | ・筋ジストロフィー ・脊椎損傷 ・ALS ・遷延性意識障害 等 |
| | 最重度知的障害者（Ⅱ類型） | ・重症心身障害者 等 |
| 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者（Ⅲ類型） | | ・強度行動障害 等 |

○ サービス内容

- 訪問系サービス(居宅介護、重度訪問介護等)や通所サービス(生活介護、短期入所等)等を組み合わせて、包括的に提供

○ 主な人員配置

- サービス提供責任者:1人以上(1人以上は専任かつ常勤)
(下記のいずれにも該当)
 - ・相談支援専門員の資格を有する者
 - ・重度障害者等包括支援対象者の直接処遇に3年以上従事した者

○ 運営基準

- 利用者と24時間連絡対応可能な体制の確保
- 2以上の障害福祉サービスを提供できる体制を確保(第3者への委託も可)
- 専門医を有する医療機関との協力体制がある
- サービス利用計画を週単位で作成
- 提供されるサービスにより、最低基準や指定基準を満たす

○ 報酬単価（平成27年4月～）

■ 基本報酬

- 4時間 802単位 ○1日につき12時間を超える分は4時間781単位
- 短期入所 892単位/日 ○共同生活介護 961単位/日(夜間支援体制加算含む)

■ 主な加算

特別地域加算(15%加算)
→中山間地域等に居住している者に対して提供されるサービスを評価

短期入所利用者で、低所得である場合は1日当たり(48単位加算)
※平成30年3月31日まで

○ 事業所数 7 (国保連平成27年2月実績)

○ 利用者数 27(国保連平成27年2月実績)

重度障害者等包括支援の現状

【重度障害者等包括支援の現状】

- 重度障害者等包括支援の平成25年度費用額は約2.9億円であり、介護給付・訓練等給付費総額の約0.02%を占めている。
- 利用者数、事業所数については、ほぼ横ばいである。

